

## 第1回下関市地方卸売市場新下関市場運営委員会

- 日時 令和元年9月2日(月)午後2時～午後2時45分
- 場所 下関市地方卸売市場新下関市場 卸売場棟2階会議室
- 出席者 (委員)9名
- ・下関市立大学 教授
  - ・山口県農業協同組合下関統括本部 副本部長
  - ・農業組合法人 代表
  - ・下関市連合婦人会 事務局長
  - ・下関市消費者の会 事務局長
  - ・新下関青果株式会社 代表取締役社長
  - ・下関青果仲卸協同組合 理事長
  - ・下関青果仲卸協同組合 理事
  - ・勝山第一食料品卸商組合 組合長
- (事務局)5名
- ・下関市産業振興部次長
  - ・下関市産業振興部市場流通課長
  - ・下関市産業振興部市場流通課青果市場室長 以下職員2名
- 欠席者 (委員)4名
- ・下関商工会議所 総務部長
  - ・下関市近郷野菜流通改善協議会 会長
  - ・新下関青果株式会社 取締役
  - ・新下関青果協同組合 理事
- 会長選任 会長：下関市立大学教授を互選
- 議事(事務局説明)

### 【要旨】

#### 1. 卸売市場法改正のポイント

- (1) 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、今後も食品流通の核として堅持すること。
- (2) 農林漁業者の所得を向上させるとともに消費者ニーズに的確に応えていくために、卸売市場を含め、新たな需要の開拓や、付加価値の向上に繋がる食品流通構造を確立すること。
- (3) 卸売市場法は、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進するため、食品流通構造促進法とセットで機能するものであり、法改正に伴い、国・県の関与が少なくなる

ことで、経営難の卸売市場が淘汰されていくというのではなく、今後も卸売市場は食品流通の核として機能していくということ。

## 2. 卸売市場法改正の概要

### (1) 法改正背景

近年、食料品流通において流通の多様化が進み、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、各卸売市場の実態に応じた、創意工夫を活かした取り組みを促進することが求められ、流通の合理化と取引の適正化を図るため、平成30年6月に卸売市場法が改正され、令和2年6月21日に法が施行されるもの。

### (2) 主な改正内容

#### ◆市場の開設、許認可等について

市場開設 . . . . . 山口県許可→山口県認定

卸売業者（業務） . . . 山口県許可→下関市許可

#### ◆各市場における取引ルールの策定（市場ごとに策定）

共通ルール（必須）	その他取引ルール
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買取引の原則</li> <li>・ 差別的取扱いの禁止</li> <li>・ 売買取引の方法</li> <li>・ 代金決済のルール策定・公表</li> <li>・ 売買取引の結果等の公表</li> <li>・ 売買取引の条件の公表（義務の新設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者販売の原則禁止</li> <li>・ 直荷引きの原則禁止</li> <li>・ 商物一致の原則</li> <li>・ 自己買受の禁止</li> <li>・ 受託拒否の禁止</li> </ul>

## 3. 委員からの意見聴取について

事務局の提案内容を説明。令和元年9月末日までに各委員の所属で意見をとりとまとめ、委員の意見を事務局に提出するよう依頼。

### 【事務局提案内容】

共通ルール（必須）	その他取引ルール	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆原則現状どおり。</li> <li>◆売買取引条件の公表は新たに定める。</li> <li>◆代金決済ルールについては、支払期日を実情に合わせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆原則現状どおり禁止規定は設けないが、受託拒否の禁止は維持する。</li> <li>◆卸売業者の自己買受禁止は、条文を削除して禁止事項から外す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆許可（市） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売業者（新規）</li> <li>・ 仲卸業者</li> <li>・ 買受人</li> <li>・ 関連事業者</li> </ul> </li> <li>◆承認（市） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買参加者</li> </ul> </li> </ul>

#### 4. 今後のスケジュール（予定）

〔令和元年 9 月 2 日〕	第 1 回市場運営委員会
〔令和元年 10 月中旬〕	第 2 回市場運営委員会 ・各委員意見の審議
〔令和元年 11 月中旬〕	第 3 回市場運営委員会 ・条例改正案提示（事務局作成）
〔令和元年 12 月〕	条例改正案決裁（市内部）
〔令和 2 年 3 月〕	令和 2 年第 1 回下関市議会定例会に条例改正案上程
〔令和 2 年 5 月〕	山口県に認定申請

#### 【委員】

卸売業者の自己買受の禁止とはどういうことですか。  
それを削除とはどういうことですか。

#### 【事務局】

例えば、卸売業者が売れ残った商品を処分するのではなく、自分で買いとることが今は禁止されています。

#### 【委員】

残品が生じた場合、商品が宙に浮いてしまいます。だが、産地に対しては即日送金を行わなければなりません。自己買受の禁止が排除されれば、一旦会社が買い取り産地に送金を行い、後日又仲卸に販売することが可能になります。

また、玉ねぎ等長期で貯蔵するものも、会社で買い取り 1 か月後に販売が出来るようになります。その代わりに相場は変動するため、リスクを伴うこともありますが。

#### 【委員】

わかりました。ありがとうございます。

#### 【委員】

現状とあまり変わりはないですね。

#### 【委員】

あまり変わりません。許可になれば取引がオープンになります。

現状の市場法は禁止、禁止できているため、この度の改正ではその辺りをオープンにしていきたいと思います。自由度の高いルールになると思います。

**【会長】**

自由度の高いルールとなれば、それなりの自己責任を問われる。そういう中で、卸業者中心として健全な流通を問われていることで、この改正をすることが議論の対象になっている。そういうことをご理解いただければと思います。

他はいかがでしょうか。

**【委員】**

受託拒否の禁止とありますが、これがなくなれば随分楽になりますよね。

**【委員】**

現状の取引の踏襲のようなもので、今回のルール改正は中央市場では禁止されていますが地方市場は市場ごとに決定することになっています。今までの取引の中で、産地が売って欲しいと言った場合、相場が安すぎて売り捌けない場合にはお願いすることはあったと思いますが、拒否することはありません。ただ、受託拒否が問題になってきたのは事実で、産地保護の立場から作った物を市場が拒否した場合、どこに売るのかという問題になります。

その中で下関はどうするのかという話し合いは必要なのではないかと思います。

**【事務局】**

事務局案で示した内容は、今まで通り拒否出来ない様な型で継続してはどうかということです。皆様と協議しながら決定していきたいと考えております。

**【委員】**

ただ、許可しても大きな変化はないと思う。

**【会長】**

ありがとうございました。他いかがでしょうか。

貴重なご意見ありがとうございました。

市場におけるルールという事なので、最大限の強みを本市場でも適用して進めていきたいと思っています。詳細につきましては事務局にお尋ねいただきまして、

9 月末までに事務局に取りまとめた案をご提出していただきますようよろしく  
お願いいたします。本日はありがとうございました。